

＜一般委託＞

横須賀市国民健康保険郵送型簡易検査業務委託仕様書

横須賀市国民健康保険郵送型簡易検査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

|    |            |  |
|----|------------|--|
| 1  | 目的         | 病院等の健診機関に出向くことなく自宅にしながら気軽に健康チェックができることで健康への意識を高め、受診率の低い若年層の特定健康診査受診率の向上につなげる。                  |
| 2  | 履行期間       | 契約締結日から令和4年3月31日   |
| 3  | 施行場所       | 横須賀市福祉部健康長寿課および受託者の指定場所  |
| 4  | 業務内容       | 別紙「業務委託仕様書」参照  |
| 5  | 特記事項       | 別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること  |
| 6  | 関係法規       |  |
| 7  | 資格要件       |  |
| 8  | 契約方法       | 総価契約 + 単価契約  |
| 9  | 支払方法       | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。<br>(単価契約部分については、業務の実施件数で精算するものとし、消費税として精算額に税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。) |
| 10 | その他事項      | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。  |
| 11 | 監督員<br>連絡先 | 横須賀市福祉部健康長寿課 中島 電話 046-822-8227  |

＜指示又は希望事項＞

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| グリーン<br>物品購入<br>及び<br>環境配慮<br>関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。<br/>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

内訳書(上段:総価契約 下段:単価契約)

【総価契約分】

(税抜き)

| No.      | 業務名等             | 主な内容等                              | 単位 | 数量 | 単価(円) | 金額(円) |
|----------|------------------|------------------------------------|----|----|-------|-------|
| 1        | 検査案内用リーフレット作成等業務 | 検査案内用リーフレットの作成及び納品、納入成果物の作成及び納品、など | 式  | 1  |       |       |
| ①総価契約 小計 |                  |                                    |    |    |       |       |

【単価契約分】

(税抜き)

| No.      | 業務名等       | 主な内容等   | 単位 | 予定数量 | 上限単価(円) | 契約単価(円) | 金額(円) |
|----------|------------|---|----|------|---------|---------|-------|
| 2        | 郵送型簡易検査業務  | 自己採血キットの送付(自己採血キットの代金も含む)及び検体の返信、血液検査、利用者への検査結果通知、など                              | 件  | 117  | 4,777   |         |       |
| 3        | 郵送型簡易再検査業務 | 別紙で規定するとおり、自己採血キットの再送付を行った場合の自己採血キットの送付(自己採血キットの代金も含む)及び検体の返信、血液検査、利用者への検査結果通知、など | 件  | 6    | 5,232   |         |       |
| ②単価契約 小計 |            |   |    |      |         |         |       |

|             |  |
|-------------|--|
| ①+②合計(入札価格) |  |
|-------------|--|

- 1 単価契約部分における契約単価は、項目ごとに定める上限単価を超えることができない。
- 2 単価契約部分における契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 総価契約部分における単価、金額欄は、契約者が記入する。
- 4 単価契約部分は、項目ごとに予定数量と契約単価を乗じて金額欄を計算し、小計を算出すること。
- 5 上記の【①総価契約 小計】と【②単価契約 小計】を合計した金額を入札金額とすること。

## 業務委託仕様書

### 1 件名

横須賀市国民健康保険郵送型簡易検査業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日

### 3 履行場所

横須賀市福祉部健康長寿課および受託者の指定場所

### 4 目的

病院等の健診機関に出向くことなく自宅にしながら気軽に健康チェックができることで健康への意識を高め、受診率の低い若年層の特定健康診査受診率の向上につなげる。

本仕様書では、委託者が年齢要件で抽出した者のうち、本業務の行う郵送型簡易検査の受検を希望する者を「利用者」とする。

### 5 業務量等

|                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 検査案内用リーフレット作成等業務 | 一式   |
| (2) 郵送型簡易検査業務        | 117件 |
| (3) 郵送型簡易再検査業務       | 6件   |

※上記の(2)及び(3)は、予定数量であるため、発注件数を保証するものではない。また、予定数量を超過した場合でも、業務の実施件数に基づき精算するものとする。

### 6 業務概要

本業務は、主に次のような流れで業務を行うものとする。なお、各々の詳細については、下記の(1)以降に記すとおりとする。

#### ※業務の主な流れ

- ア 受託者は、検査案内用リーフレットを作成し本市へ納入する。(対象者数に応じた部数)
- イ 委託者は、納入されたリーフレットと横須賀市国民健康保険郵送型簡易検査申請書を対象者に送付する。

- ウ 委託者は、横須賀市国民健康保険郵送型簡易検査申請書を本市に提出した対象者に申込み方法等の案内を行う。
- エ 利用者は、リーフレット等に記載のある方法で、受託者へ、郵送型簡易検査の申込みを行う。
- オ 受託者は、利用者から自己負担額 500 円（消費税込み）を徴収する。
- カ 受託者は、郵送型簡易検査に用いる自己採血キットを、利用者が申込み時に登録した住所へ送付する。
- キ 利用者は、送付された自己採血キットを用いて、利用者自らが採血を行う。また、採血した検体は、受託者が費用を負担する返信方法を利用して、利用者が受託者へ送付する。
- ク 受託者は、利用者から送付された検体を用いて、血液検査を実施する。
- ケ 受託者は、利用者に検査結果を通知する。
- コ 受託者は、委託者へ業務完了の報告を行う。（利用者ごとのデータの提出も含む）

なお、受託者はこれらの業務を第三者に請負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (1) 対象者

横須賀市国民健康保険被保険者で、令和3年度中に39歳となる約800名

#### (2) 申込み期間（利用者が受託者に検査を申込み期間）

令和3年11月～令和3年12月中旬頃

#### (3) 申込み方法

受託者は、検査案内用リーフレットを必要部数準備する前に、その内容について委託者の承認を得ること。

委託者は、受託者が作成した検査案内用リーフレットを対象者に送付することにより、申込み方法等の案内を行うものとする。

検査の申込み方法については、郵送の他、パソコン、タブレット、及びスマートフォン等のインターネットに接続可能な電子デバイス（以下、「電子デバイス」という）を用いるか、またはカスタマー等専用窓口への申込み等、受託者が提供可能であるものとする。

申込みの際には、利用者から以下の情報を取得するものとする。

- ア 氏名／シメイ
- イ メールアドレス
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 住所（自己採血キット郵送先）
- カ 電話番号
- キ 被保険者証情報（記号・番号）
- ク その他、必要となる項目

※ 申込み受付にあたり、利用者が本事業の対象者であることを限定できるように努めることとする。

#### （４）決済機能（自己負担額）

受託者は、利用者から１件当たり自己負担額 500 円（消費税込み）を徴収すること。

また、受託者は利用者より自己負担額 500 円（消費税込み）を徴収する決済機能を有するものとする。決済手段については、受託者が提供可能であるものとする。（自己負担額の徴収にかかる手数料等は、受託者負担とする。）

受託者が利用者の自己負担額を徴収できない場合においても、委託者は当該徴収できない額は、補填しない。

なお、本件の入札にあたり、自己負担額分は入札金額に含まないこと。

#### （５）自己採血キットの送付

申込み内容を確認した後、約 1～2 週間程度で利用者が登録した住所（本人宛）に、受託者の用意した自己採血キットを送付するものとする。

#### （６）自己採血キット

自己採血キットは利用者自らが採血を行うことができ、採血した血液を血漿と血球にその場で分離可能なものとする。また、分離後の血液は、普通郵便等で送付することができ、常温常圧下での輸送が可能であるものとする。

#### （７）自己採血キットの返送

利用者からの自己採血キットの返送は、同封されている返信用封筒等（受託者が費用を負担）にて行い、令和 4 年 1 月 31 日の消印があるものまでを受付けることとする。（令和 4 年 1 月 31 日の消印までを返送受付期間とする。）

(8) 血液検査項目

検査項目は、次の 14 項目とする。

総蛋白、アルブミン、AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)、総コレステロール、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、血糖、ヘモクロビン A1c

(9) 問診事項

検査申込み時または利用者からの自己採血キット返送時に以下の問診事項について、利用者から情報を取得するものとする。

問診事項の取得方法については、郵送の他、パソコン、タブレット、及びスマートフォン等のインターネットに接続可能な電子デバイス（以下、「電子デバイス」という）を用いて行うものとする。

問診事項項目

- ア 食事
- イ 運動
- ウ 睡眠
- エ 飲酒・喫煙
- オ 体重変化
- カ 内服状況
- キ 既往歴
- ク 身長・体重・腹囲・血圧
- ケ その他

(10) 結果の通知方法

血液検査の結果については、利用者へ、書面または電子デバイスで検査結果を通知するものとする。電子デバイスにて結果を通知する場合は、利用者自らがインターネット経由で、本サービス専用サイトにアクセスし、ID およびパスワードを入力することで、電子デバイスで検査結果を確認することが出来る専用画面を提供する。

(11) 利用者からの問い合わせへの対応

自己採血キット本体、本サービスについて電話による問合せに対応する専用窓口を準備すること。

(12) 自己採血キットの再送付

利用者が採血後、返送した血液に不備があり、これにより血液検査ができない

場合は、その旨を説明し、自己採血キットを再送すること。また、利用者が送付された自己採血キットを紛失した場合も自己採血キットを再送することとするが、その場合は利用者から自己負担額（消費税込み 500 円）を再度回収するものとする。ただし、1 人当たり 1 回限りの対応とする。

(13) 自己採血キットの返送勧奨

自己採血キットの送付後、概ね 3 週間以上経っても、キットの返送がない対象者については電話やメール等で返送勧奨を実施すること。

7 納入成果物・納入場所等

(1) 納入成果物

ア 利用申込みを受け、自己採血キットを送付した者については毎月報告することとする。報告にあたっては Microsoft Excel ver. 2010 以降で作成したデータを、電子媒体（CD-R 等）で納入する。

イ 利用者に係る次のデータを利用者毎に作成し、返送受付期間終了の翌々月までに本市に納品することとする。データの報告にあたっては Microsoft Excel ver. 2010 以降で作成したデータを、電子媒体（CD-R 等）で納入する。

- (ア) 自己採血キットの返送があった利用者データ
- (イ) 血液検査結果データ
- (ウ) 問診結果データ

(2) 納入場所

成果物については、横須賀市福祉部健康長寿課へ納品する。

なお、血液検査結果データ等は、セキュリティが確保された環境下で納品すること。

8 血液検査結果データ管理

血液検査結果データ等の保存は 5 年間を上限とする。期間終了後は、保管するすべてのデータを完全に消去し、一連の作業後に完全に消去したことを完了した旨を書面により提出すること。

9 代金の請求及び支払

(1) 7 の成果物及び完了届（本市の書式）の提出を受けて、横須賀市福祉部健康長寿課が検査を行う。

(2) 業務のうち、単価契約分の業務（郵送型簡易検査業務、郵送型簡易再検査業務）にかかる実施件数の計算方法は、別紙1のとおりとする。

また、送付した件数等が確認できる書類（領収書等）を上記の（1）に添付すること。

(3) (1) の検査に合格した場合には、受託者は速やかに実績に基づき、請求書の提出を行う。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 10 機密情報及び個人情報の保護

(1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(3) その他、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

#### 11 その他

(1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。

(2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

(3) 業務終了後に、受託者の責任に帰すべき理由により成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。



## 【業務委託仕様書 8 (2)】実施件数の計算方法

| No | 類型             | 状況<br>〔表中の(受)は受託者、(利)は〕<br>利用者とする。〕  | 実施件数の計算方法<br>(内訳書中のNo2、No3) | 自己負担額<br>(消費税込み) |
|----|----------------|--|-----------------------------|------------------|
| 1  | 通常の<br>検査実施    | (受) キットを1回送付、<br>返送された検体で、<br>(受) 検査を1回実施した。   | ・No2 × 1件<br>・No3 × 0件      | 500円<br>0円       |
| 2  | 検体不備後<br>検査実施  | (受) キットを1回送付、<br>返送された検体が不備、<br>(受) キットを再送付、<br>(受) 検査を1回実施した。   | ・No2 × 1件<br>・No3 × 1件      | 500円<br>0円       |
| 3  | 検体不備後<br>検査中止  | (受) キットを1回送付、<br>返送された検体が不備、<br>(受) キットを再送付、<br>(利) から検査中止の申出があっ<br>た。(あるいは受付期間内までにキ<br>ットの返送がない。)             | ・No2 × 1件<br>・No3 × 1件      | 500円<br>0円       |
| 4  | キット紛失後<br>検査実施 | (受) キットを1回送付、<br>(利) 送付されたキットを紛失、<br>(受) キットを再送付、<br>(受) 検査を1回実施した。  | ・No2 × 1件<br>・No3 × 1件      | 500円<br>500円     |
| 5  | キット紛失後<br>検査中止 | (受) キットを1回送付、<br>(利) 送付されたキットを紛失、<br>(受) キットを再送付、<br>(利) から検査中止の申出があっ<br>た。(あるいは受付期間内までにキ<br>ットの返送がない。)        | ・No2 × 1件<br>・No3 × 1件      | 500円<br>500円     |
| 6  | 申込み後<br>検査中止   | (受) キットを1回送付、<br>(利) から検査中止の申出があっ<br>た。(あるいは受付期間内までにキ<br>ットの返送がない。検体不備後や<br>キット紛失後に、キットを再送付<br>する前の検査中止の申出も含む) | ・No2 × 1件<br>・No3 × 0件      | 500円<br>0円       |

※本件の入札にあたり、自己負担額分は、入札金額に含まないこと。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。